

## 愛知県水防計画の変更（案）要旨について

## 1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

## 2 愛知県水防計画の主要な変更点

## (1) 防災気象情報の運用変更に伴う変更

令和8年5月29日から運用される新たな防災気象情報に対応するため、以下のとおりとする。

高潮水防警報 (準備)	・従来トリガーとしていた注意報の潮位基準が廃止され、レベル4高潮危険警報の基準潮位への到達予測18時間前にレベル2高潮注意報が発表されるようになるため、レベル2高潮注意報発表と旧注意報基準到達予測のいずれか早い時期に発表する。
洪水予報	・情報名を変更（「氾濫警戒情報」→「レベル3氾濫警報」等） ・新たに「氾濫発生水位」を設定し、同水位に到達した場合などに「レベル5氾濫発生情報」を発表する（気象台が新たに一般向けに発表する「レベル5氾濫特別警報」と一体的に発表）。
水位情報の周知	・情報名に警戒レベルを追加（「レベル3避難判断水位到達情報」等） ・気象台が新たに「レベル5高潮特別警報」を設け、リードタイムをとって予警報を発表することから、従来参考情報として通知していた「高潮警戒情報」を廃止する。

## (2) 水防法の改正に伴う変更

令和8年5月29日に施行される改正水防法に対応するため、以下のとおりとする。

氾濫通報 (24条の2新設)	・河川管理者等が氾濫による著しい危険の切迫を知事に通報する等の制度の新設を受け、洪水予報河川5河川を対象とし、区域、通報基準等を追加（通報等の伝達系統は既存の洪水予報と同じ）
決壊通報 (25条改正)	・決壊の通報があった場合において、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防管理者・報道機関等に通知することとなったことに伴い、伝達系統を定めた。

## (3) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

2026年度重要水防箇所集計表

	2026年度		2025年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河 川	国	702	397	707	400	10	4	5	1	▲5	▲3
	県	237	87	240	87	3	0	0	0	▲3	0
	市町村	129	78	130	78	1	0	0	0	▲1	0
	小計	1,068	562	1,077	565	14	4	5	1	▲9	▲3
海岸	26	24	16	14	3	4	13	14	10	10	
ため池	480	46	484	45	66	6	62	7	▲4	1	
合計	1,574	632	1,577	624	83	14	80	22	▲3	8	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（第7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（第7条5項）。